

宅地開発事業における道路、水路等の構造等の技術基準（概要）

瑞穂市内において行われる宅地を目的とした開発事業を対象に、次に掲げる行政指導について、必要な事項を定めるものです。

- 都市計画法に基づく開発行為に係る同法第29条に規定する開発行為の許可や建築基準法第6条に規定する確認に際して、市と施行者、建築主との協議における行政指導
- 「瑞穂市宅地開発事業の適正化に関する指導要綱」に規定する公共施設等計画協議において、同要綱第7条第2号に規定する公共施設の構造等の技術基準による行政指導

1. 道路【要綱第3】

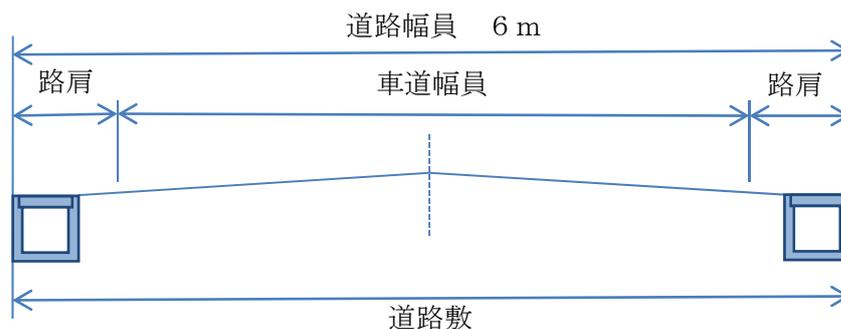
(1) 道路の構造

道路構造令、瑞穂市市道の構造の技術的基準を定める条例の規定に準じて計画を行います。

(2) 新設道路の幅員

- ① 開発区域内に新設する道路の幅員は、6 m以上とします。
- ② 新設道路の幅員構成は、《図1》を標準として計画を行います。

《図1》



(3) 道路の舗装

- ① 道路は、アスファルトまたはコンクリートで舗装するものとし、階段状でない形状とします。
- ② 舗装構造の設計は、アスファルト舗装要綱（日本道路協会編）などの舗装に関する基準に基づき計画を行います。ただし、舗装厚などについては別定めがあるときには、その基準に従って設計を行います。

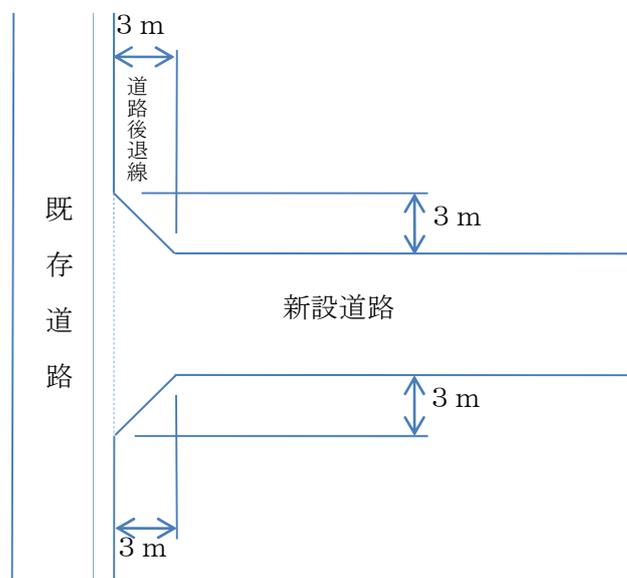
(4) 道路の縦断勾配、横断勾配等

- ① 道路の縦断勾配は9%以下で計画します。ただし、地形などによりやむを得ないと認められるときには、延長80m以下の小区間で、すべり止工法を施したときに限り12%以下にて計画を行います。
- ② 道路の横断勾配は、1.5%から2.0%までにて計画します。ただし、歩道については1.0%から2.0%を標準として計画を行います。
- ③ 新設道路の交差点の取付部分や交差点前後の道路の縦断勾配は、可能な限り緩やかな勾配とし、交差点部は縦断勾配がないことを標準として計画を行います。

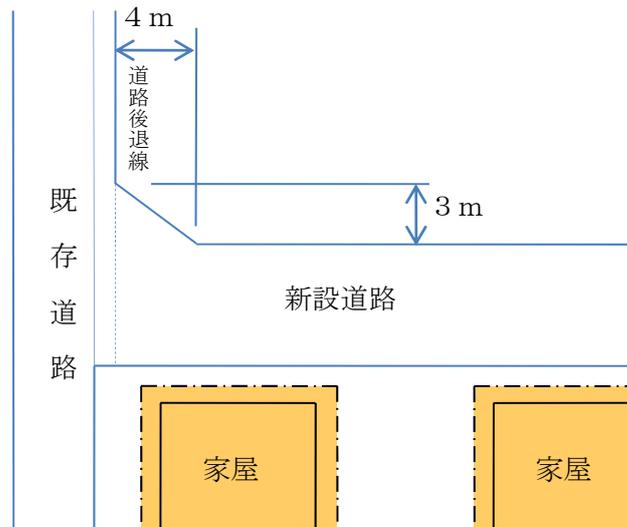
(5) 隅切り

- ① 新設道路と既存道路との接続部には、《図2》のとおり、新設道路の両側に角地の隅角をはさむ辺の長さ（60度未満の角度で交差、接続、屈曲するときには底辺の長さ）3m以上の二等辺三角形の隅切りを設けます。
- ② 新設道路の片側に建築物などがあり、両側に隅切りを設けることが困難であるときには、《図3》またはこれに準ずる有効な隅切りを設けます。

《図2》



《図3》



(6) 道路形態

- ① 新設道路は、原則として袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものの）としない計画をします。ただし、開発区域全体の地形や街区構成上やむを得ないときで、次のアの基準を満たし、イの基準のいずれかに適合するときには、新設道路の計画を袋路状にて行います。

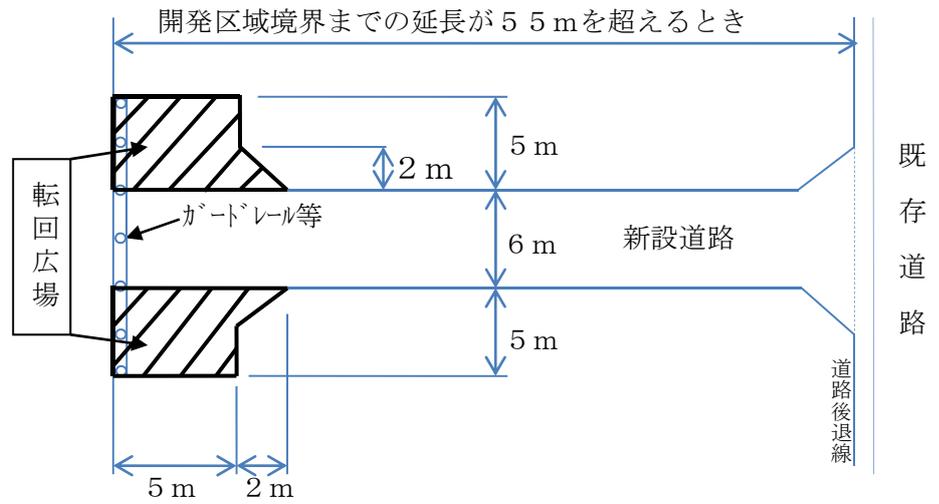
ア 基本事項

- a 新設道路は、開発区域の境界に達するまでの道路とします。
- b 新設道路の終端部にはガードレールなどの安全施設を設置します。

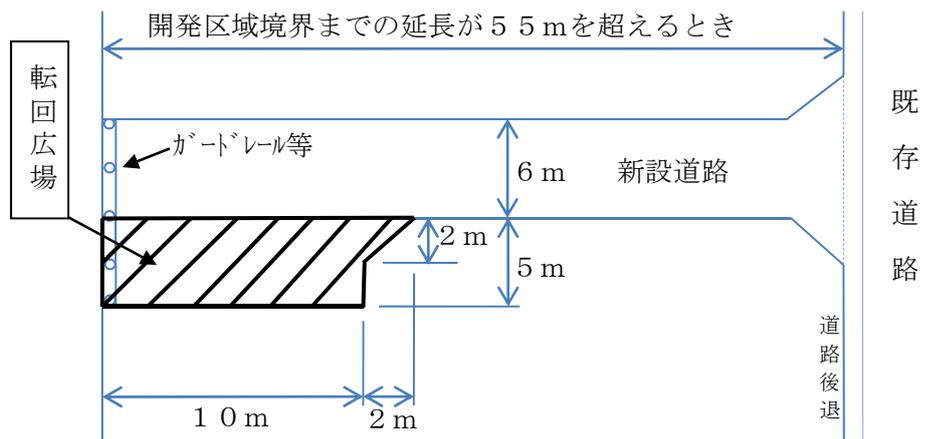
イ 道路形状等

- a 新設道路の延長は5.5m以内とします。
 - b 新設道路の延長が5.5mを超えるときには、自動車の転回広場、避難道路などを新設道路の終端などに設置をします。また、その形状などは《図4》から《図6》のいずれかの基準に適合した計画とします。
- ② 道路形状などについて、新設道路の形状が直線ではなくL型形状などとなるときや新設道路が接続する既存の道路が袋路状道路であるときには市と協議します。

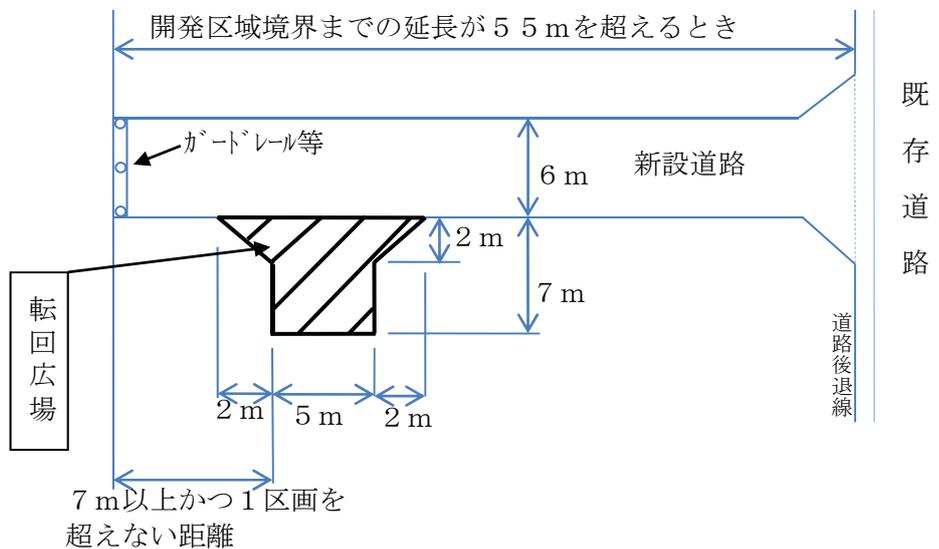
《図4》



《図5》



《図6》



(7) 道路構造物

- ① 道路には、雨水などを有効に排出するための側溝、街渠、集水枳などを適切な箇所に設置をします。また、道路構造物の設計は、土木構造物標準設計（日本建設技術協会編）に基づいて計画します。
- ② 道路用側溝は、内高30cm、内幅30cm以上の道路用プレキャスト鉄筋コンクリート側溝3種（PU3型側溝）または同等品以上の側溝とします。また、新設道路には道路の両側に道路用側溝を設置します。
- ③ 道路用側溝には10mごとに1箇所以上のグレーチングを設置します。
- ④ 側溝蓋やグレーチングの設計自動車荷重は25tとします。

(8) 橋梁設計

- ① 橋梁の設計自動車荷重は25tとします。
※ 交通量が極めて少ないなどの理由があるときには、市と協議します。
- ② 架橋位置、橋梁形状などについては、市などと十分に協議を行います。

(9) 交通安全施設

交通事故防止のために必要があるときは、防護柵、照明施設、道路標識、道路標示などを設置します。

- ① 道路ががけや法面の上であり、池、河川、水路などに接続しているところや屈曲部分で安全処置が必要であると思われるところには、ガードレール、ガードフェンスなどの防護施設を設置します。
- ② 道路が水路に接続しているときは、車両用防護柵や視線誘導標による転落防止の措置を行います。
- ③ 水路に橋を架けるときは、地覆や転落防止柵を設置します。
※ 転落などに対する安全性が確認されるなど、設置の必要がないと認められるときには、別途、市と協議します。
- ④ 安全上の観点から防犯灯の設置が必要であると指導されたときは、概ね50mおきに電柱共架式40ワットナトリウムランプを設置します。ただし、電柱が無いなどのやむを得ない事情があるときには、支柱設置式によるものとします。
- ⑤ 新設道路などの両側に建築物などがあって、交差点の見通しなどが確保できないときには、交差点部の安全を確保するための道路反射鏡などを設置します。

(10) 公共施設用地の登記等

新設道路などの公共施設を市へ管理移管するときは、その公共施設の用地や管理の引継ぎの申請時まで、次の作業などを完了させます。

- ① 登記上の測量図などにより、道路区域を明確にします。
- ② 道路の区域を明示する境界標や境界杭を明確に設置します。
- ③ 所有権以外の権利設定その他公共の使用を妨げる第三者との協定、覚書、使用貸借契約などの設定がされていないようにします。また、公共事業などの関連でやむを得ないときには、将来の公共施設管理者と協議をし、承諾を得ます。
- ④ 登記名義人に相続が発生しているときは、相続登記を完了させます。
- ⑤ すべての登記名義人から、所有権移転などについての承諾を得ます。

2. 排水施設〔要綱第4〕

(1) 管渠等の構造

- ① 管渠は、水圧、外圧に対する耐力、形状、将来の維持管理などに十分考慮し、ビニール管、鉄筋コンクリート管、遠心鉄筋コンクリート管、現場打ち鉄筋コンクリート管渠などのうちから最も適当なものを選定します。
- ② 雨水の排水路は原則として開渠とします。
- ③ 管渠などの排水施設は、道路など公共施設の維持管理に支障とならない場所に設置します。また、やむを得ず宅地部分に設置をするときには、維持管理の容易な場所に設置します。
- ④ 管渠の埋設位置、深さについては市などと協議をします。

(2) 柵、マンホール

- ① 柵やマンホールは、管渠の設置方向、勾配、管径が変化する箇所、段差が生ずる箇所、管渠が合流、会合する箇所に必ず設置します。
- ② 柵やマンホールの底面部には、もっぱら雨水を排除すべき柵については深さ15cm以上の泥溜めを、その他の柵やマンホールについてはその接続する管渠の内径、内のり幅に応じたインバートを設けます。

(3) 管渠の接合

- ① 管渠の管径が変化するときや2本の管渠が合流するときの接合方法は、原則として水面接合、管頂接合とします。
- ② 地表勾配が急なときの管渠の接合については、管径の変化の有無にかかわらず、原則として地表勾配に応じた段差接合、階段接合とします。
- ③ 2本の管渠が合流するときの中心交角は、原則として60度以下とします。また、曲線をもって合流するときには、曲線半径の5倍以上とします。